

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第13号
件 名	補聴器購入に公的補助を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

近年、高齢者人口が増え続けています。それにつれて周り的高齢者からさまざまな悩みが聞こえてきます。その一つに「耳が遠くなって人の話やテレビの音が聞こえづらくなった」「耳が聞こえづらくなって、同居している息子と娘とのコミュニケーションが噛み合わず家の中で一人孤立している」「聞こえず適当に相槌を打っている」「聞き返しが多い。トンチンカンの返事をする」など、耳の聞こえで不自由な生活を強いられている方が少なからずいるということです。

また、補聴器を購入した方からは「雑音が多くて使うのをやめている」「あまりの高額の費用にまず驚き、さらに使用限度は5年、もっても6、7年という説明に思わず次はとても買えないと思った」「補聴器が合わず販売店に行ったが対応がとても悪かった。聞こえがよくなるまで何度でも試して買えるといい」「補聴器を失くしてしまったので集音器を試してみようと思う」「両耳で20～60万円するので慎重に時間をかけて試験装用した。認定補聴器技能者がいて安心できたが、体に慣れないのでつらい」など、様々な声が聞こえてきました。補聴器使用によって生活の質を改善するために重要なのは、その人に合わせて補聴器を調整することです。

65歳以上の2人に1人が難聴で生活の質の低下につながるという実態があり、認知症のなかでは難聴が最大のリスク因子であることが2017年の国際アルツハイマー病会議で発表されています。WHOは、聴力が中等度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。また、日本耳鼻咽喉科学会では、加齢による聴力低下があっても、早期のうちに補聴器を使用することで聞こえを取り戻すことは可能としています。

国の補聴器購入に対する補助制度は、聴覚障害6級以上の高度難聴（聴力レベルが70デシベル以上＝40cm以上離れると話していることがわからない）に限定し、加齢性難聴者の多くは自費購入です。東京都は、自治体独自で行う補助事業に対して補助を行っており、23区内9自治体では独自に高齢者に対する補聴器の支給等を実施しています。文京区の助成対象は国と同様で障害者手帳をもつ人に限定しています。

高齢者は聞こえが悪くなって日常生活に不便を感じても、補聴器の購入代金が高額にも高くて買うことをあきらめている人が少なからずいます。補聴器相談医や認定補聴器技能者があまりにも少ないため補聴器を購入する際、または購入後のトラブル等があってもうまくいかず補聴器の装着をあきらめてしまう方がいることも事実です。高齢者の聞こえが悪くなっても生活しやすい環境を整えるためにも以下の項目を実現するよう、区に働きかけていただきたくお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区独自に補聴器購入費用の公的助成制度をつくってください。
- 2 区健康診査の項目に聴力検査をいれてください。